

報告書

長崎県議会 議会運営委員会 御中

平成21年8月3日

〒850-0033

長崎市

久木野 憲司 代理人

弁 護 士

前略

貴委員会での久木野憲司氏の回答の中で、上海視察の件の一連の事実経過を帰国直後に記録した資料（抗議書の草案）があり、提出するという事になっておりましたので、提出致します。

同抗議書草案（長崎県議会宛抗議書の草案）は、帰国後、久木野氏から、上海視察の現場に居合わせていた当職（当時は久木野氏の代理人ではありません。）に対し、上海での事実経過を記載した文案につき事実確認の依頼があり、久木野氏と当職との記憶に基づき、まとめたものです。同抗議書の草案は、抗議書として提出されておらず、作成名義人（XXXXXXXXXX）において文責を負うものではありません。

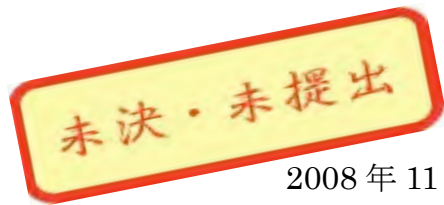
同抗議書の草案に記載されている「1 視察の経緯」については、帰国後間もない時期に久木野氏と当職とで、記憶違いがないか相互に何度も確認の上、まとめたものであり、事実関係が2人の記憶に基づく範囲において正確に記載されておしま

す。

なお、■■■■■■宛抗議書の草案については、当然のことながら事実経過の記載は長崎県議会宛抗議書の草案（「1 視察の経緯」）と同内容であり、上海視察での事実関係を明らかにするという目的からすると、長崎県議会宛抗議書の草案の「1 視察の経緯」を確認して戴ければと存じます。

草々

抗議書



2008年11月25日

長崎県議会 議長
三好 徳明 様

バイオラボ株式会社

代理人弁護士

代理人代行弁護士

長崎県議会経済労働委員会を中心に結成された視察団より弊社の中国関連会社 China Bio Labo Inc. 研究所の視察を要望されたことから、これに協力して11月21日に視察団を受け入れるべく弊社では China Bio Labo Inc. 研究所の視察準備を整えて視察団一行をお待ちしておりました。ところが、当日現地において一部視察団議員より一方的理不尽な要求を受ける事になりましたこと、また、その要求を受諾したにもかかわらず当該議員の意見に誘導されて視察が中止され、なおかつ視察中止の責任が弊社側にあるような事実と異なる発言が当該議員から続いていることにつきまして強く抗議するとともに、本件に関して議会が公正中立な立場で事実を立脚して対処して下さるよう要請致します。

1 視察の経緯

今回、China Bio Labo Inc. 研究所に視察団が訪れて起こったことの実経過を以下にまとめました。

長崎県より来中した長崎県議会議員17名、随行県職員3人、県議会事務局員2名に長崎県上海事務所所員2名を加えた総勢24名の視察団一行は2008年11月21日午前10時（現地時間）に China Bio Labo Inc. 研究所に到着。入りロゲート前に一行を乗せたバスは停車し、団員が順次降り立った。

視察団の受入準備のために前日より中国入りしていた弊社社長、視察団のバスに同乗してきたバイオラボ社代理人で主任弁護士の代行である■■■■弁護士、および China Bio Labo Inc. の元社員である■■■氏、の三名が当日の視察に対応するべく視察団の訪問を待っていた。

弊社社長はゲート前にて視察団を出迎え、バスから降りてきた小林克敏議員、北浦定昭議員、加藤寛治議員と挨拶を交わし、一行に歓迎の意を述べた後、ゲート横の通用門を開けて視察団一行を順次研究所敷地内に迎え入れた。事務棟玄関に一行を案内し、室内履きに履き替えて研究所内に入ってもらう前から、いったん玄関ロビーに集まって頂いた。研究所内の案内を始めた矢先、無断で敷地内に侵入していた■■■■新聞社の記者がさらに研究所内にも侵入してきたのに気づいた■■■■弁護士がこれを制止し、無許可にて不法侵入していることを警告して施設内から立ち退くことを指示した。ところが、制止を振り切って

強引に記者が研究所内に立ち入ってきたため、■■■■ 弁護士が記者に立ちふさがって不法侵入を阻止する騒ぎとなった。これに気づいた小林克敏議員らは「県民の知る権利を守るために自分たちが連れてきたのだから当然一緒に見せるべきである。記者の立入を許可しないのは視察団を拒否していることになる。視察の妨害である。」と■■■■ 弁護士に詰め寄った。■■■■ 弁護士は、今回はどの報道機関からも取材申し込みの連絡は受けていないし長崎県や視察団からも事前にそのような要請はなかったこと、現在中国研究所の売却交渉を行っていることから相手企業との交渉において施設の能力・機能を報道されては売却交渉に支障を来す虞があり会社ひいては債権者の皆様の不利益になることが懸念されるので今回の視察に記者の立ち入りは許可できないことを事前に長崎県に伝えていること、今回の視察では視察団の団員議員を信頼して団員議員に十分施設を見て頂くことを目的としていること、を主任弁護士より指示されてここにいることを説明した。また、主任弁護士の了解無くこの場で記者の立ち入りを判断する権限は自分に無いことを小林克敏議員に説明して理解を求めた。しかし、小林克敏議員の理解は得られず、北浦定昭議員からも「議会を軽く考えている。県民の知る権利を拒否することは視察団を拒否することと同じである。バイオラボ社は視察団を妨害している」といった発言が繰り返され、記者の立ち入りを強く要求した。小林克敏議員と北浦定昭議員は弊社社長に対しても、「あなたが許可すれば記者は入れる。許可しないと大変なことになる。」とあくまでも記者の立ち入りを認めるように迫った。弊社社長は、「現在バイオラボ社は裁判所に破産の申し立てを行っている状況であり China Bio Labo Inc. 研究所の整理も同様な状況であることから主任弁護士や管財人に意見を求めることなく独断で記者の立ち入りを許可できる立場に自分はないこと ■■■■ 弁護士から説明があったように今回は視察団議員の皆さんに施設を十分に見て頂くことが目的でそのための補佐に今回自分は呼ばれていること、を説明して頭を下げ理解を求めた。これに対して小林克敏議員からは「記者の立ち入りを拒否することは視察の妨害である。何か秘密があるのだろう。記者を拒否するなら自分たち視察団もこのまま帰る。」といった発言が繰り返された。そして、同議員は、玄関ロビーの下足場からガラスで仕切られた建物内側 1 階スペースにおいて視察団一行を自分の周囲に集め、このまま視察を取り止めて帰ること、帰国後に百条委員会を開くこと、を皆に提案した。その際、■■■■ 弁護士は、下足場で記者を説得していた。

■■■■ 弁護士と弊社社長は団員議員及び貴社の理不尽な要求に困惑し、日本にいる主任弁護士にこの件を相談して対処するためその場で急遽電話連絡を行った。代理人弁護士の所在を確認していたところ、視察団一行は早々に視察を取りやめて帰ることを決めたように見受けられ、研究所玄関を出てそれぞれ自由に他の研究棟などに向かって行った。研究棟や動物実験棟を外からながめたり、内装工事を行っていない一階部分の空き部屋を窓から覗いて写真などを撮っている者もいた。弊社社長は玄関を出て行こうとする山田ひろし議員に、緊急に主任弁護士と相談するために所在を調べて連絡していること、主任弁護士の了解を得て会社として記者の立ち入りを許可するように努力していること、を説明してその旨を視察団代表に伝えてもらうことを依頼した。ほどなく日本の主任弁護士と電話連絡が

とれ、状況を説明した上で対応を協議した結果、出来る限り議会に協力してきたこれまでの会社の方針を踏まえ、研究所の売却交渉に支障が生じる恐れはあるものの今回については視察団の要求を受け入れて■■■■新聞社の立ち入りを特別に許可することについて主任弁護士からの了解が取れた。このことを説明するため■■■■弁護士と弊社社長は視察を取り止めてバスに乗り込もうとしていた小林克敏議員と北浦定昭議員を呼び止めて説明を始めたところ、これを遮って両議員はそのままバスに乗り込み、他の議員にもバスに乗るよう呼びかけた。■■■■弁護士と弊社社長は後を追ってバスに乗車して再度事情を説明しようと試みた。バス最後部に■■■■新聞社記者とともに座っていた小林克敏議員と前方座席に座っていた北浦定昭議員、中央付近に座っていた山田ひろし議員を含むバスに乗り込んだ議員らに向かって■■■■弁護士は、研究所の売却交渉を行っている現状では会社ひいては債権者の不利益となることが懸念されるので記者の立ち入りは今回許可しないことになっており事前にそのことを県に伝えていたこと、本日急に記者の立ち入りを求められてもここにいる自分たちの独断では判断できない事情にあること、そのため日本の主任弁護士と急遽電話連絡を試みて相談したこと、代理人弁護士の了解も得られたので記者も参加して視察団一行に研究所施設を見て頂きたいこと、当初より一貫して議員については視察を許可していること、を伝えた。しかし、小林克敏議員と北浦定昭議員からは、「すでに帰ることを決めたので何を言っても無駄である。そちらに拒否されたのでこちらも二人がバスに乗ることを拒否するのですぐにバスを降りてくれ。帰国後に徹底的にやる。」などの発言があるばかりで、話し合う姿勢は示されなかった。バスの前において数名の議員からはせつかく来たので視察を実施すべきではないかとの声も上がったが、小林克敏議員と北浦定昭議員はその発言を押さえ、皆に乗車するよう強く促した。今回の大規模な視察に費やされた労力と経費を考えると、一県民の立場からも視察が無事に完了することが望ましいと判断した弊社社長は両議員に対して視察続行を何度も頭を下げて要請した。しかし両議員の姿勢が変わることはなく、「自分たちに謝るよりも帰国してから知事に謝らなくてはいけないのじゃないか。」との不明な発言がなされたただけであった。小林克敏議員と一緒に座っていた長崎新聞社記者からも「自分を入れないからこうなるんだ。」といった言葉が投げかけられた。これ以上の説得は無理であると諦めて■■■■弁護士と弊社社長はバスを降り、入れ替わりに乗車した残りの団員を乗せて視察団のバスは研究所を出発して行った。

2 抗議の趣旨

弊社は長崎県議会経済労働委員会より要請のあった弊社の中国関連会社 China Bio Labo Inc. 研究所の視察についてこれに出来る限り協力することにし、視察の受け入れの準備を行って視察団一行を迎えました。しかし、当日現地にて事前の取材申し入れもないままに■■■■新聞社記者が視察団一行のバスに同乗して訪れ、許可しないにもかかわらず不法に研究所内に進入して騒ぎを起こしました。この騒ぎを起こした■■■■新聞社記者を研究所内に立ち入らせることを即座に決断することを視察団の一部議員は弊社に要求して

きました。そのようなことは現地の独断できない状況にあることを説明したにもかかわらず、弊社が視察を妨害したことになるので視察を取り止めると一部議員が主張しました。まことに強引な要求ではありましたが、議会に協力して視察を無事に実施するために、弊社は急遽日本の主任弁護士と連絡を取って記者の立入について了解を得るとともに、その旨を視察団に伝えました。弊社が視察団の要求に従って記者の立入を許可するので視察の実施を要望したにもかかわらず、すでに決定したことなので視察の取り止めは変更しないと主導的議員が主張し、なおかつ視察の取り止めは弊社に責任があるとの事実と異なる発言が続きました。

弊社は今回の研究所視察に出来る限りの協力を行ったにもかかわらず視察は取り止めとなり、なおかつ視察の取り止めが弊社に原因するかのような事実と反する主張が一部議員からなされていることについて、強く抗議いたします。また、視察団が事実を正確に県議会に報告し、県議会が公正中立な立場で事実と立脚して本件に対処して下さることを切に願っております。